

香川県造林補助事業実施要領

令和 7 年 6 月 1 日

香川県環境森林部森林・林業政策課

香川県造林補助事業実施要領

造林事業（以下「事業」という。）の実施については、香川県造林事業補助金交付規程（昭和 36 年香川県告示第 487 号。以下「交付規程」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 1 森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能を有している。このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的な機能の維持及び増進を図り、もって森林環境の保全に資する。

第 2 事業区分等

- 1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定機能回復事業
 - (ア) 森林緊急造成
 - (イ) 被害森林整備
 - (ウ) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）
 - (エ) 保全松林緊急保護整備
- 2 前項に定める事業の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表 1 に定めるとおりとする。
- 3 前項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表 2 に定めるとおりとする。

第 3 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- 2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第4 事前計画の作成等

- 1 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1により提出のあった事前計画に記載された事業が別表1の1の森林環境保全直接支援事業の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- 3 知事は、1により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

第5 補助金の交付申請

- 1 県は、予算の範囲内において、交付規程及び本要領の規定に基づき第2の事業に要する経費について次のとおり事業主体に補助するものとする。
- 2 事業主体は、交付規程第3条の規定に基づき原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書（別記様式1）を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。
- 3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。
- 4 事業主体が補助金の交付申請について、第三者に委任した場合には、委任を受けた者は、知事に対して補助金交付申請書（別記様式2）、施業図（別記様式3）、位置図（施行地の位置を示した5万分の1の地形図又は、これに準ずるもの）に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

第6 竣工検査

知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。

- （1）検査は、1施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。

- (2) 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。
- (3) 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3) の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (5) 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (6) 知事は、検査に当たっては前各号によるほか、その具体的な手順や内容等を示した竣工検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。なお、作成した竣工検査内規に係る情報はウェブサイト等で積極的に公開するものとする。

第7 補助金の査定

知事は、検査に基づいて次の各号により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。ただし、沖縄県で行う事業及び第2の1の(2)の(エ)「保全松林緊急保護整備」については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 各事業の査定係数は、別表3のとおりとする。
- (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表4に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
 - (ア) 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
 - (イ) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
 - (ウ) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあつては、これに適用する標準単価を定めることができる。
 - (エ) 標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、ウェブサイト等で積極的に公開する。

- (4) 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和 47 年 8 月 11 日付け林野政第 640 号農林事務次官依命通知）によるものとする。

第 8 補助金の交付決定等

- 1 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- 2 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

第 9 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- 1 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（第 2 の 1 の (2) の事業（エ）を除く。）にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表 3 の森林環境保全直接支援事業の (1) 及び (2) に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3) に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3) に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
 - (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについて、同法第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該実施権配分計画の認定の取消となった場合は、当該取消を受けた日から起算して過去 5 年以内の実施された当該事業に係る補助金相当額（別表 3 の森林環境保全直接支援事業の (1) 及び (2) に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3) に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3) に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差）を返還すること。

- (4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 第2の1の(2)の(イ)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

第10 事業終了前に行う補助金交付申請

- 1 事業終了前に補助金の交付決定を受けようとする事業主体は、12月10日までに知事に対して補助金交付申請書(別記様式4)に交付規程第3条第1に規定する書類を添付して補助金の交付申請を行なう。
- 2 事業主体が補助金の交付申請を第三者に委任するときは、交付規程第3条第3を準用する。
- 3 知事は、補助金交付申請のあったものについて、これを査定し、かつ、現地調査を行ったのち、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行う。
- 4 知事は、交付決定に際し、第9に定める条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助金の概算払を受けた者は、当該年度の植栽事業を廃止する場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに既に交付を受けた補助金を返還すること。
- 5 補助金の交付決定を受けた後、概算払を受けようとする事業主体は、1月10日までに知事に対して概算払請求書に概算払請求内訳書(別記様式第5号)を添付して補助金の概算払を請求する。
- 6 知事は補助金の概算払の請求があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、出来高の補助金相当額の90%を限度として、支払うこと

ができるものとする。

- 7 事業終了後は、速やかに知事に造林事業実績報告書(別記様式6)を提出する。
- 8 知事は実績報告書の提出があったときは、第6による竣工検査の結果に基づいて、補助金額の確定を行う。

第11 その他

- 1 事業主体は、森林法等の規定を遵守し事業の実行にあたること。
- 2 市町長は、造林事業の円滑な実施を図るために、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 3 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限り、外国樹種の植栽又は幡種にあつては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。
- 4 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を遵守するものとする。
- 5 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うよう努めるものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、施行地の森林保険の加入促進に努めるものとする。
- 7 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 8 事業の実施に当たっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」(令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知)に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 9 事業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」(令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知)に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。
- 10 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 11 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成23年9月16日から施行する。
- 2 改正後の香川県造林補助事業実施要領の規定は、平成23年度分以降の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成 23 年度繰越予算であり、かつ、平成 23 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 27 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度繰越予算であり、かつ、平成 27 年度中に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 関係)

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
1 森林環境保全直接支援事業	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備	a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10 m ³ 以上であること。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑥ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） ⑦ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） ⑧ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ⑨ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑩ 森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）
2 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備	a 事業内容のア～カについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 b 都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者

		森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。	
(2) 被害森林整備気象等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (7) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整備 (7) 鳥獣害防止施設の整備等 (イ) 鳥獣の誘引捕獲	事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。 a 事業内容のア～エについては、1 施行地の面積が0.1ha以上であること。 b ア・エについては、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 特定非営利活動法人等 ⑦ 森林経営計画策定者 ⑧ 民間事業者
(3) 林相転換特別対策（特定スギ人工林） 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。	ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 下刈り エ 更新伐 オ 付帯施設等整備 (7) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 カ 森林作業道整備	a 事業内容のア～エについては、1 施行地の面積が0.1ha以上であること。 b ア・エについては、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者
(4) 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (7) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備	事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 森林所有者の団体 ⑦ 森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） ⑧ 民間事業者

種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。			
----------------------------------	--	--	--

- （注1）事業主体のうち、森林緊急造成を実施する都道府県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。
- （注2）事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。
- （注3）事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。
- （注4）事業主体のうち、被害森林整備を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。
- （注5）事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。
- （注6）事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表 2（第 2 関係）

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。 ただし、第 2 の 1 の（2）の（ウ）において行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は 1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
イ 樹下植栽等	次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する整備。 （ア）優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 3 齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあっては上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 （イ）天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。
ウ 下刈り	植栽により更新した 2 齢級以下（複層林においては下層木が 5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。
エ 雪起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した 8 齢級以下の林分で行う雪压倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した 5 齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	次の（ア）～（イ）のいずれかに該当する枝葉の除去。 （ア） 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 （イ） 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 （イ） 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
キ 除伐	下刈りが終了した 5 齢級以下（天然林にあっては 12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。 ただし、第 2 の 1 の（2）の（イ）においては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。
ケ 間伐	12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。

コ 更新伐	18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³（森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては 200 m³）を上限とする。
サ 一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う 一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。 なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。
シ 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。
ス 付帯施設等整備のうち	アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等整備	次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。 (ア) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。 (イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。
(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。

セ 森林作業道整備	「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。 (ア) アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの
ソ 森林保全再生整備	野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 4 条の 2 に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。 (ア) 鳥獣害防止施設の整備等 次の a 又は b のいずれかに該当するもの。 a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。） b 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。） (イ) 鳥獣の誘引捕獲 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。

別表 3（第 7 の（2）関係）

事業名	査定係数
森林環境保全直接支援事業	(1) 次の(ア)に該当するもの：180 (ア) 効率的施業区域又は間伐等特措法第 4 条第 3 項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う 1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林及び同施行地における 3 回までの下刈り (2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170 (ア) 森林経営計画等に基づき行う事業（(1)に規定する査定係数 180 で行うものを除く。また、(1)の(ア)の施行地における 4 回以降の下刈りも含む。） (イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの (ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。） (3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90 (ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第 10 の 8、第 10 の 9 に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。） (イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの
特定機能回復事業 森林緊急造成	(1) 森林法第 25 条に規定する保安林及び森林法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180 (2) (1)以外で行うもの：90
被害森林整備	170
林相転換特別対策（特定スギ人工林）	(1) 別表 1 の 2 の（3）の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設整備、森林作業道整備及び下刈り：180 (2) 別表 1 の 2 の（3）の事業内容のうち更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設整備及び森林作業道整備：170

別表４（第７の（３）関係） 標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、 雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、 不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
衛生伐	不用木伐倒費、不良木伐倒費、搬出集積費、破碎費、焼却費、薬剤代、 被覆資材代
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

- （注） １ 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。
 ２ 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。
 ３ 一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。